

働き方改革関連法改正 対応できていますか？

～国内で労働者を1人でも雇用している場合は、対象となります～



直近の法改正のポイント

- 1** 【2019年4月1日～】
年次有給休暇の確実な取得が必要となりました！
使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。
- 2** 【2020年4月1日～】
時間外労働の上限規制が導入されました！
⇒時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）限度に設定する必要があります。
⇒法定労働時間（1日8時間・1週40時間）を超えて労働者に時間外労働（残業）をさせる場合には、
 1. 労働基準法36条に基づく**労使協定（36協定）の締結**
 2. 労働基準監督署への届け出
が必要です。
- 3** 【2021年4月1日～】
正規労働者と非正規労働者間の「不合理」な待遇差が禁止されました！（同一労働同一賃金）
同一企業内において、**正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給・手当や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止**されます。

働き方改革に対応すると…

- 労働時間が短縮され、従業員の集中力が上がり、生産性の向上が期待できます。
- 求人活動で、働き方改革に取り組んでいる企業であるという社会的な評価を受けることができます。

働き方改革に対応できない場合…

- 労働基準法違反で罰則を受ける可能性があります！
- 求人での不利になる可能性があります！
- 離職者が増加する可能性があります！

法改正に対応できているかわからない。制度や労使協定の内容がわからない。どう対応すればよいかかわからない・・・など、
八尾商工会議所では働き方改革に関連する相談を専門家と連携し、受け付けております！
相談料は無料です！お気軽にお問い合わせください。

※専門的な相談は、裏面の予約フォームをご記入の上、FAXにてお申込みください。

働き方改革相談申し込み

下記フォームに必要事項を記入して、八尾商工会議所までFAXで送信してください。
経営指導員がお電話にて相談内容をヒアリングし、専門家との相談の日程調整を行います。

| | | | | |
|---------------|--|--------------|---|---|
| 事業所名 | | | | |
| 申込担当 (相談者) | (部署・役職) | ふりがな (氏名) | | |
| 所在地 | (〒 -) | | | |
| TEL | - - | FAX | - - | |
| メール | @ | | (八尾商工会議所メールマガジン <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要) | |
| 従業員数 | 【正規労働者】 | 名 | 【非正規労働者】 | 名 |
| 相談内容 | ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- | | | |

※ご記入いただいた個人情報は、当相談に必要な範囲で利用させていただきます。また、八尾商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。

お申込み
お問い合わせ先

八尾商工会議所 総務部 業務課

〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6 TEL:072-922-1181

八尾商工会議所 行 **FAX 072-922-8828**

(このまま送信してください)

※FAX番号のお間違いが無いようご注意ください。

